

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

令和 3 年 9 月 9 日
文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

文部科学大臣の審議要請（令和 3 年 8 月 23 日）を踏まえ、文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査するため、文化審議会文化財分科会運営規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、文化財分科会に企画調査会を設置する。

2. 調査事項

- (1) 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方
- (2) 文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
- (3) 持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進）
- (4) その他

3. 企画調査会の構成

分科会長が指名する専門委員により構成する。